

山口県健康エキスパート薬剤師登録要領

(趣旨)

第1条 山口県健康エキスパート薬剤師の登録については、山口県健康エキスパート薬剤師登録要綱(以下「要綱」という。)の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(健康エキスパートの登録要件)

第3条 要綱第4条第2号の前号に掲げる者と同様以上であると知事が認める薬剤師は、次のいずれかを満たす者とする。

- (1) (公財) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた実施法人・団体の認定薬剤師
 - ・ 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師
 - ・ 日本薬剤師会 JPALS レベル5 又は6 等
- (2) 別表第1に定める資格を有する者
- (3) 次に掲げる研修を直近1年間に15時間以上受講した者
 - ・ 県が認める研修
 - ・ 行政機関や薬剤師会が実施する研修会
 - ・ (公財) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けた実施法人・団体が認める研修会等で、県民への健康サポートに活かせる内容が含まれるもの

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月5日から施行する。

別表第1 (第3条(2)関係)

資格	認定団体	健康サポート内容
禁煙相談薬剤師	山口県薬剤師会	禁煙
公認スポーツファーマシスト	日本アンチ・ドーピング機構	運動・体操
熱中症対策アドバイザー	熱中症予防声かけプロジェクト	熱中症予防